

## < 監修者一覧 > (五十音順)

**中里 実** (なかざと・みのる) 東京大学名誉教授

昭和53(1978)年、東京大学法学部卒業。大学では法学部助手として、租税法の大家である金子宏教授に師事。主な研究分野は、租税法、財政法及び法と経済学。平成7(1995)年に東京大学大学院法学政治学研究科助教を経て、平成9(1997)年より東京大学大学院法学政治学研究科教授。令和2(2020)年3月、東京大学を定年退職し、西村高等法務研究所の理事に就任。この間、平成25(2013)年より、政府税制調査会の会長を務めている。また、平成24(2012)年10月より租税法学会理事長も兼務。平成29(2017)年4月、紫綬褒章を受章。主な著書に『国際取引と課税』『金融取引と課税』『キャッシュフロー・リスク・課税』『タックスシェルター』『デフレ下の法人課税改革』(いずれも、有斐閣)等。

**保坂雅樹** (ほさか・まさき) 弁護士

昭和62(1987)年、東京大学法学部卒業。平成元(1989)年、西村あさひ法律事務所入所。M&A / コーポレート(一般企業法務)を専門とし、企業買収、企業統合、企業組織・グループ再編、買収防衛などのクロスボーダー案件・国内案件を手がける。平成23(2011)年より執行パートナーとして事務所運営に従事。令和2(2020)年、東京大学大学院法学政治学研究科ビジネスロー・比較法政研究センター / ビジネスローセンター所属 客員教授。主な著書に『企業組織再編税制のすべて』(中央経済社)、『M&A 法大全』(商事法務研究会)等。

### ☆加除式図書について

加除式図書とは、お客様が必要とされる情報を継続してお届けする定期購読システムです。情報を加えたり、除いたりできるルーズリーフ形式の書籍ですので、内容を常に最新の状態に保つことができます。年2回の情報更新は有料となっており、更新されるごとに別途ご請求申し上げます。本書の情報更新回数は年2回、料金は6,600円(10%税込)。一回当たり3,300円(10%税込)です。台本(最初にお届けする基になる書籍)のみの購入は承っておりません。  
※台本定価に情報更新料は含まれておりません。

### ☆登録情報の変更・中止手続について

購読開始から経年し、ご登録いただいた住所・名称に変更が生じた場合や、購読部数の変更又は購読を中止される場合は、弊社までご連絡ください。

### 商品に関する照会・お申し込みは

フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 URL: <https://shop.gyosei.jp>  
電話受付時間: 月～金 9時から17時 FAX: 0120-953-495 Webサイト

### ■個人情報の取扱いについて

【利用目的】ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。  
【第三者提供】お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。  
【委託】利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。  
【個人情報提供の任意性】個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。  
【開示等の求めに応じる手続】利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。  
【個人情報相談窓口】株式会社ぎょうせい 個人情報相談窓口 電話 03-6892-6562 受付時間 平日 9時～17時  
【個人情報保護管理者】情報管理担当執行役員



-----キリトリ線-----

上記「個人情報の取扱いについて」に同意し、下記台本を申し込みます。年 月 日  
以降の情報更新(代金別途)と併せて申し込みます。

## 要点解説 租税判例総集

加除式・B5判・定価17,600円(10%税込)送料サービス コード 1111798-00-000 租判

申込書

|               |                                   |        |   |
|---------------|-----------------------------------|--------|---|
| お届け先<br>ご住所   | 〒 - 都道府県                          |        |   |
| (フリガナ)<br>お名前 | フリガナ<br>(ご担当部署名: ) (ご担当者名: )      |        |   |
| TEL           | - -                               | e-mail | @   |
| お得意様No.       | (ご存知の場合はご記入ください)<br>□□ - □□□□□□□□ | 支払費    | <input type="checkbox"/> 公費 <input type="checkbox"/> 社費 <input type="checkbox"/> 私費 |

株式会社 **ぎょうせい**

フリーコール TEL: 0120-953-431 [平日9～17時] FAX: 0120-953-495

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11

<https://shop.gyosei.jp> [ぎょうせいオンラインショップ](#) [検索](#)

(2021.11)

コード 1111798-00-000 租判

●弊社使用欄

# 要点解説

# 租税判例総集

【監修】

中里 実 (東京大学名誉教授)

保坂雅樹 (弁護士)

【編集】

月刊『税理』編集局



加除式・B5判・全1冊

定価17,600円(10%税込)送料サービス

情報更新料 年2回6,600円(10%税込)

電子版付!

要点をまとめた租税判例を  
すべて収録

税務処理に困った時に  
解決の糸口がここにある!

- ◆税務の除斥期間の最長年数である直近7年間に言い渡された租税判例の収録数は随一!(以後1年間に2回の頻度で1年分の内容を更新していきます。)
- ◆各判例の全文を掲載するという煩雑さを避け、①判決の要旨を中心に、②テーマ、③争点、④判断を付け、読みやすく、要点を把握しやすい!
- ◆購読者限定の電子版付き。全文検索だけでなく、キーワードによるテーマごとの検索により他の類似判例も参照できる!

ぎょうせい



# 目次

## 第1章 総則

- 1 納税申告（修正申告）
- 2 青色申告の承認の取消し
- 3 更正の請求
- 4 推計課税
- 5 税務調査（質問検査権の行使）
- 6 不服審査手続
- 7 訴訟手続

## 第2章 所得税

- 1 課税所得の範囲
- 2 所得の発生時期
- 3 所得の帰属
- 4 各種所得の区分
- 5 各種所得の発生、金額の認定
- 6 必要経費
- 7 所得控除
- 8 その他

## 第3章 法人税

- 1 益金の額
- 2 損金の額
- 3 課税・計算の特例
- 4 その他

## 第4章 相続税

- 1 相続財産の範囲
- 2 財産の評価
- 3 その他

## 第5章 消費税

- 1 課税・非課税の区分
- 2 仕入税額控除
- 3 その他

## 第6章 附帯税

- 1 無申告・過少申告加算税
- 2 重加算税

## 収録サンプル

○非永住者に対する国内源泉所得等の判定  
東京地裁平成25年5月30日判決（平21（行ウ）310号、平21（行ウ）316号）（確定）

### 争点

日本の非永住者が米国内で譲渡したオルゴール等に係る課税の可否。

○ストック・ユニットの転換による株式報酬の発生時期

東京高裁平成28年3月16日判決（平27（行コ）372号）（上告受理申立て）原審：東京地裁平成27年10月8日判決（平25（行ウ）502号）

### 争点

本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日は、本件転換日（平成20年9月8日）か、本件制限解除日（平成20年9月18日）か。

○馬券的中によって得た払戻金の所得区分

東京地裁平成28年3月4日判決（平25（行ウ）432号）（控訴）

### 争点

本件払戻金の所得区分

# 『要点解説 租税判例総集』は 税務判断に迷ったときに役立つ！

→例えばこんなケース！

わが社の社員と取引先の社員をねぎらうために感謝のつどいを開催し、取引先の社員に表彰金を支給した。表彰金が会社経費に当たるのでしょうか。（会社経費になれば、非課税になって助かるんですが……）



関与先

まずは電子版でキーワードによる検索をしてみよう。テーマごとに判例が検索できるから、早くて使いやすい！このケースでは、「#交際費」または「#従業員」で検索。他の類似する判例も抽出される中で、最適なケースを見つけることができた。あとは、紙の本をじっくり見てみよう。



税理士

1 ケース 検索して見つかった判例のテーマ

2 争点 表彰金が交際費に当たらず、損金算入できるかどうか

3 判断 結論を導き出します。関与先からの質問についての結論は、ここを見ればいい。（詳しい理由は、判決要旨で）会社経費になるという根拠、理由が簡潔にわかるな。表彰金は、会社経費に当たります。非課税ですね。



税理士

4 判決要旨 結論（判断）を争点ごとにわかりやすく記述。結論（判断）に至る根拠、判断の目安が争点ごとに記述してあって、クリアにわかる！



税理士

5 キーワード(#) 電子版を使えばでキーワードで検索ができる。テーマごとに判例がスピーディーに検索できるから、他の類似する判例も参照できる！

## 本書の特色5ポイント

1 判例のテーマをわかりやすく提示

5 キーワード(#) 電子版でテーマ別検索が瞬時にできる！

3 結論（判断）を簡潔に

4 論争ごとに示された判断がわかりやすい

## Sample

第3章 法人税

○従業員等の慰安のために行われた感謝の集いと交際費等

福岡地裁平成29年4月25日判決（平27（行ウ）15号）（確定）

争点 本件行事に係る費用が交際費等に該当するか否か。

判断 本件行事について、福利厚生事業（慰安行事）として社会通念上一般的に行われている範囲を超えており、本件行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えているものと認めることは困難であるというべきであり、本件行事に係る費用は、租特法61条の4第3項の「交際費等」に該当するとは認め難いというべきである。

判決要旨 本判決は、次のとおり判示して、納税者の訴えの一部を却下するとともに、請求の一部を認容し、その余の請求を棄却した。

本件は、株式会社である原告が、平成20年3月期ないし平成24年3月期（以下、これらを併せて「本件各事業年度」という。）の法人税に關して、①従業員等に対する「感謝の集い」と名付けられた行事（以下「本件行事」という。）に係る費用の一部及び②原告の工場内の下請企業の従業員に対して支給した「表彰金」と名付けられた金員に係る費用を損金の額に算入した上で確定申告をしたところ、処分行政庁が、上記各費用につき、いずれも租特法（平成24年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。）61条の4第3項に規定する「交際費等」に当たり、損金の額に算入することはできないとの判断に基づき、本件各事業年度の法人税の更正処分（再更正を含む。）及び過少申告加算税の賦課決定処分を行い、さらに、平成21年3月期ないし平成24年3月期の各事業年度の法人税の再更正処分（再々更正を含む。）を行ったことから、原告が各更正処分等の取消しを求めた事案である（なお、原告は、主位的に、各更正処分等の取消しを求め、予備的に、各更正処分等のうち、「所得金額」及び「納付すべき税額」について原告の申告に係る金額を超え

ない部分について取消しを求めるとともに、上記各請求の訴訟物は同一である、予備的請求は主位的請求に含まれる関係にあると解される。また、処分行政庁は、本件訴訟の提起後、原告に対し、本件各事業年度の「表彰金」に係る費用をそれぞれ損金の額に算入するとともに、関連する事業税等の金額を調整し、所得金額及び納付すべき税額を減額する再更正処分（再々更正及び再々々更正を含む。）並びに過少申告加算税を減額する変更決定処分をした。主な争点は、①原告の申告に係る金額を超えない部分の取消しを求めるとともに、上記各請求の訴訟物の有無（争点1）、②本件行事に係る費用が交際費等に該当するか否か（争点2）にあった。

（争点1について）更正処分は、当該納税者の当該年度の課税標準及び税額を全体的に見直し変更する処分であり、その効力は、更正処分によって決定された税額の全部に及ぶものと解すべきであるところ、更正処分が決定された税額のうち、申告税額を超えない部分については、納税者が自ら納税義務を確定させているのであるから、上記部分について訴えの利益はないと解すべきである。

（争点2について）「交際費等」の損金不

算制度の趣旨は、本来の必要経費の範囲を超えた冗費、濫費を生ずる弊害を防止し、資本充実、蓄積等の促進を図るとともに、交際費等をいらずに支出するならば、公正な取引を阻害し、公正な価格形成をゆがめることにもなるため、これを防止する趣旨であると解される。租特法61条の4第3項が、「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」について、損金不算入の取扱いを受ける「交際費等」から除外したのは（同項括弧書き、1号）、従業員も「事業に関係のある者等」に含まれ、交際費の支出の相手方となるもの、専ら従業員の慰安のために行われる諸活動のために「通常要する費用」は、従業員の福利厚生費として法人が負担するのが相当であり、その全額につき損金算入を認めても法人の冗費・濫費抑制等の目的に反しないからであると解される。

したがって、専ら従業員の慰安のために行われる行事に係る費用について、当該行事が、法人が費用を負担して行う福利厚生事業として社会通念上一般的に行われている範囲

4 損金の額

を超えており、当該行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えている場合には、交際費等に当たり、損金算入が否定されることになるが相当である。そして、当該行為が福利厚生事業として社会通念上一般的に行われる範囲を超え、当該行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えているかについては、交際費等の損金不算入制度の趣旨及び目的に鑑み、当該法人の規模や事業状況等を踏まえた上で、当該行事の目的、参加者の構成（すなわち、従業員の全員参加を予定したものか否か）、開催頻度、規模及び内容、効果、参加者一人当たりの費用額等を総合して判断するのが相当である。

本件行事について、「福利厚生事業（慰安行事）」として社会通念上一般的に行われている範囲を超えており、本件行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えているものと認めることは困難であるというべきであり、本件行事に係る費用は、租特法61条の4第3項の「交際費等」に該当するとは認め難いというべきである。

判断の概要

判断の目安、考え方

結論

○分掌変更による役員退職給与

東京高裁平成29年7月12日判決（平29（行コ）39号）（上告、上告受理申立て）原審：東京地裁平成29年1月12日判決（平27（行ウ）204号）

争点 本件金員が法人税法34条1項括弧書き所定の「退職給与」に該当するか否か。

判断 本判決は、納税者の請求を棄却した原審の判断（本件金員は、法人税法34条1項括弧書き所定の「退職給与」に該当するとはいえない）を維持し、納税者の控訴を棄却した。

判決要旨 本件は、株式会社である控訴人が、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度の法人税について、確定申告書及び修正申告書を提出した後、控訴人の前代表取締役

に対して支払った退職慰労金（以下「本件金員」という。）は損金の額に算入されるべきであったとして通則法23条1項1号に基づき更正の請求をしたのに対し、処分行政庁が、

概略がつかめる  
ここを読めば判例の